

(参考) 経済産業省における消費税転嫁対策の主な取組状況

(1) 監視・取締りの対応

<平成28年2月までの公正取引委員会及び中小企業庁における転嫁拒否行為に対する対応状況>

調査着手	立入検査	指導(注2)	勧告(注3)	措置請求
7,794件	3,505件	2,523件 『108件』	32件 『7件』	5件

(注1) 公正取引委員会及び中小企業庁の合算。また、平成28年2月までの累計(平成25年10月～平成28年2月)。『』内の件数は、大規模小売事業者に対する指導又は勧告の件数で内数である。

(注2) 転嫁拒否行為を行っていると回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

(注3) 勧告は、公正取引委員会のみが行う。

<悉皆的書面調査の実施>

消費税の転嫁拒否に関する情報を収集するため、平成26年度に引き続き、中小企業・小規模事業者等に対して、大規模な書面調査を実施中です(消費税の転嫁拒否等に関する調査(平成27年度)。公正取引委員会と合同で実施)。

(2) 広報・相談の対応

<相談窓口の設置、講習会等の実施>

中小企業4団体において相談窓口を設置(2,324箇所)し、平成28年2月末までに約174万件の相談対応を実施しています。

中小企業団体や国が認定する支援機関において転嫁対策に関する講習会等を平成28年2月末までに約2万千回実施、約49万人が参加しました。

中小企業・小規模事業者の取引上の悩みに関する相談窓口である下請かけこみ寺において、消費税の転嫁に係る取引上の相談にも対応しています。

中小企業庁では、WEB上に情報セキュリティにも十分に配慮した申告情報受付窓口を設置し、広報用リーフレットの配布等を通じた周知を実施。消費税の転嫁に関する相談の際に利用が可能です。また、電話での相談も受け付けています。

申告情報受付窓口URL <https://www.shinkoku.go.jp/shinkoku/>

電話番号 03-3501-1502

(3) 消費税転嫁特別措置法に基づく主な指導事例

業種	概 要
学校教育業	専門学校の講師を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
建設業	工事を委託している建設業者（特定供給事業者）に対し、当該事業者から本体価格（税抜価格）による価格交渉を求められても、交渉に応じていなかった。
出版業	自社の出版する雑誌の掲載記事の編集を委託している特定事業者は、当該編集を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、当該事業者との価格交渉において本体価格での交渉の申出があったにもかかわらず、平成26年4月1日以降も税込価格のみを用いていた。
建設業	リフォーム工事等を委託している特定事業者は、当該工事を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
医療業	医療器材の保守等を委託している特定事業者は、当該役務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後に受けた当該役務の委託代金について値引きを要請した。
不動産賃貸業	自社が保有する不動産の内装工事を委託している特定事業者は、当該工事を委託する事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
製造業	服飾製品の製造を行う特定事業者は、服飾製品の材料等の納入業者（特定供給事業者）に対し、消費税率引上げ分を上乗せすることなく納入代金を定めていた。
運送業	運送業務を委託している個人事業者（特定供給事業者）との間で、事前に消費税率引上げ分を上乗せした単価表について合意していたところ、個々の発注の際には、消費税率引上げ分を上乗せしない委託代金を定めていた。
情報通信業	システム開発業務を委託している個人事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率引上げ分を上乗せすることなく消費税込みの委託代金を据え置くこととしていた。
翻訳業	翻訳業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの業務委託料を据え置いていた。
小売業	自社で扱う自動車の整備・洗車・板金等の業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの業務委託料を据え置いていた。
放送業	テレビ番組の出演者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後の出演について、本体価格（税抜）で出演料を決めていたにもかかわらず、出演料を支払う際に消費税分（8%）を上乗せせずに支払っていた。
製造業	図面作成業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの業務委託料を据え置いていた。